

<身体障がい児及び知的障がい児並びに知的障がい者に対する給付等の対象となる用具>

給付

身体障害者手帳を交付された下肢又は体幹機能障がいのある児童

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|-------------|--|---|----------|
| 浴槽(湯沸器含む) | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級である者で、原則として学齢児以上のもの | 浴槽は実用水量150リットル以上の者で、湯沸器は水温25℃以上昇させるとき毎分10リットル以上給湯できるもの | 100,000円 |
| 浴槽(浴槽に限る) | 上記に同じ | 障害者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準ずるものとし、実用水量150リットル以上のもの | 60,800円 |
| 湯沸器(湯沸器に限る) | 上記に同じ | 浴槽の性能等に応じたもので、安全性について配慮された湯沸器 | 50,000円 |
| 便器 | 上記に同じ | 障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く | 9,850円 |
| 訓練用ベッド | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上のもの | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 154,000円 |
| 体位変換器 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上のもの | 障害児又は介護者が容易に使用し得るもの | 15,000円 |
| 訓練いす | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級である者で、原則として3歳以上のもの | 原則として付属のテーブルを付けるものとする | 33,100円 |
| 移動用リフト | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級であって、原則として3歳以上のもの | 介護者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く) | 159,000円 |

| | | | |
|-------|--|--|---------|
| 入浴担架 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級であって入浴に介護を要する者で原則として3歳以上のもの | 障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 82,400円 |
| 特殊尿器 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級であって常時介護を要する者で原則として学齢児以上のもの | 尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの | 67,000円 |
| 特殊マット | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る)の程度が1級又は2級である者で、原則として3歳以上のもの | 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの | 19,600円 |

身体障害者手帳を交付された呼吸機能障がいのある児童

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|----------|--|----------------|---------|
| ネブライザー | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの | 障害児が容易に使用し得るもの | 36,000円 |
| 電気式たん吸引器 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの | 障害児が容易に使用し得るもの | 59,000円 |

身体障害者手帳を交付されたその他の障がいのある児童

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|-------------|--|--|----------|
| パーソナルコンピュータ | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢機能障害又は言語、上肢複合障害に限る)の程度が1級又は2級であると記載され文字を書くことが困難な者で、原則として学齢児以上のもの | かな、漢字及び英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を附帯することができるものに限る) | 118,500円 |
| 特殊便器 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢障害に限る)の程度が1級又は2級である者で、原則として学齢児以上のもの | 足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く | 159,000円 |
| 歩行支援用具 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって原則として3歳以上のもの | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く | 60,000円 |
| 透析液加温器 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る)の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上のもの | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500円 |
| 火災警報器 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る) | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500円 |
| 自動消火器 | 上記に同じ | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの | 30,900円 |

聴覚障がいのある児童

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|--------------|--|---|----------|
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害児又は発生・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの | 一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児が容易に使用し得るもの | 128,000円 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの | 80,000円 |

視覚障がいのある児童

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|-----------------|--|--|----------------|
| テープレコーダー | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が1級又は2級である者で、原則として学齢児以上のもの | 操作の標示が点字であり簡単に操作できるもの | 23,000円 |
| 点字タイプライター | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が1級又は2級である者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれているもの | 容易に操作できるもの | 63,100円 |
| 盲人用電卓 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が1級又は2級である者で原則として就労しているもの(職業訓練中のものも含む)又は主婦 | 視覚障害者が容易に使用できるもの | 52,000円 |
| 盲人用音声式体温計 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上の者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る) | 容易に使用し得るもの | 10,100円 |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上のもの | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有する物で、視覚障害児が容易に使用し得るもの | 115,000円 |
| 点字図書 | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 | 点字により作成された図書 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 |

| | | | |
|-----------------|---|--|----------|
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上のもの | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 7,000円 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上の者 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 198,000円 |

重複障がい・その他の障がいのある児童

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|-------------------|--|--|----------|
| 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上のもの | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの | 98,800円 |
| 重度障害者用意志伝達装置 | 両上下肢機能の全廃及び言語機能を喪失した障害児であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者で、原則として学齢児以上の者 | まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害者が容易に使用し得るもの | 470,000円 |
| 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要する者で原則として3歳以上のもの | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く | 90,000円 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上であって障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) | 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修(屋内における改修及び玄関から道路までの通路部分等の屋外に置ける改修に限る) | 200,000円 |

知的障がい児・者

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|-------|--|---|----------|
| 特殊マット | 相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので原則として3歳以上のもの | 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの | 19,600円 |
| 特殊便器 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された者で、障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で原則として学齢児以上のもの | 足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く | 159,000円 |
| 火災警報器 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された者で、障害の程度が重度又は最重度であるもので火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る) | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500円 |
| 自動消火器 | 上記に同じ | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの | 30,900円 |
| 頭部保護帽 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | 16,300円 |
| 電磁調理器 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの | 知的障害者が容易に使用し得るもの | 41,000円 |

共同利用

| 種目 | 障害及び程度 | 性能 | 基準額 |
|----------------|------------------------|--|-----|
| 視覚障害者用ワードプロセッサ | 視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者 | 編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの | |

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。